



# 資料編

---

---

# 1 埼玉県震災予防のまちづくり条例(全文)

(平成14年3月29日公布)

## 前文

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 都市の安全性の確保（第9条—第21条）
- 第3章 地域社会における協働の促進（第22条—第25条）
- 第4章 雜則（第26条・第27条）

地震の発生を防ぐことはできないが、私たちは、地震に対する備えを進めることで、被害を限りなく少なくすることはできる。振り返ると過去の大規模な地震においては、数多くの尊い命や貴重な財産が奪われてきた。

こうした地震による被害を減らすため、県は、広域の地方公共団体としての責務と役割を果たすべく、市町村と連携して震災の予防に関する施策を着実に実施しなければならない。私たちも、「自らの命は自らで守る」という自助の考え方と、「自分たちのまちは皆で守る」という共助の考え方を基に、震災の予防にたゆまぬ努力を払わなければならない。そして、県民、事業者、専門家、ボランティア等と行政が、それぞれの能力を生かし、相互の理解と信頼を基に、協働で震災の予防に取り組んでいくことが不可欠である。

だれもが安全に、かつ、安心して暮らせる埼玉を築くことは、私たちの願いであり、また、将来の埼玉を担う世代への義務である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、震災予防のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地震による災害（以下「震災」という。）の予防に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、地震に備え、震災の軽減を図るために必要な施策について必要な事項を定めることにより、震災予防のまちづくりを総合的に推進し、もってすべての県民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### （県の責務）

- 第2条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を保護するため、あらゆる施策を通じて、震災の予防に関し万全の対策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 県は、震災の予防に関する教育及び学習の振興等により県民の地震に対する防災意識の高揚を図るとともに、県民及び事業者が自発的に行う震災の予防に関する取組を支援するよう努めなければならない。
- 3 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、必要に応じ、国、他の地方公共団体、公共的団体等と調整を図らなければならない。

### （県民の責務）

- 第3条 県民は、地震に備え、震災の予防に関する知識を習得するとともに、建築物その他の工作物の耐震性及び防火性能の確保、家具の転倒防止、食糧、飲料水等の備蓄、避難経路の確認その他震災を予防するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 県民は、地域における震災の予防に資するため、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域において行われる震災の予防に関する活動に参加する等相互に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

- 第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住

民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

#### (市町村への支援)

第5条 県は、震災の予防に関する施策の推進に当たり、市町村との連携及び協力に努めるとともに、震災の予防に関する市町村の取組に対し、必要な支援をするものとする。この場合において、県は、著しい震災が生ずるおそれのある地域の安全性の向上を図るため、当該地域をその区域に含む市町村の震災の予防に関する取組を重点的に支援することができる。

#### (調査及び研究、結果の公表等)

第6条 県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的に実施するほか震災の予防に関する調査及び研究を科学的、かつ、総合的に行い、これらの結果又は成果を公表するものとする。

2 県は、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努めなければならない。

#### (技術的な提案及び施策への反映等)

第7条 県民、事業者、専門家、ボランティア等（第25条において「県民等」という。）は、県に対して震災の予防に関する技術的な提案をすることができる。

2 県は、前項の規定によりされた提案が震災の予防に資するものと認めるときは、その施策に反映させるよう努めなければならない。

3 県は、震災の予防に資する優秀な取組及び第1項の規定によりされた提案のうち優秀なものについて表彰等をすることにより、これらの普及及び啓発を行うものとする。

#### (年次報告)

第8条 知事は、毎年、地震に関する情報、震災の予防に関する状況及び県が震災の予防に関し講じた施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

### 第2章 都市の安全性の確保

#### (都市における震災の予防に関する基本的な方針等)

第9条 県は、地震に対する都市の安全性を確保するため、市街地の改善、都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。）の整備等都市における震災の予防に関する基本的な方針を定めるとともに、市町村による都市における震災の予防に関する計画の策定を支援するものとする。

#### (密集市街地の改善及び拡大の防止)

第10条 県は、密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地をいう。以下この条において同じ。）の改善及び拡大の防止をするため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努めなければならない。

#### (道路等の整備等)

第11条 県は、震災時における広域的な避難及び救助、延焼の防止等のために必要な道路、橋梁、公園、河川等（以下この条において「道路等」という。）の整備に努めるとともに、その管理する当該道路等の耐震性の確保に努めなければならない。

#### (重要な建築物等の耐震性の確保)

第12条 県は、震災時において応急対策の活動の用に供される施設及び避難所として用いられる施設その他震災対策上重要な建築物並びに震災時において災害情報の伝達等の用に供される重要な設備で県が管理するものについて、耐震性を確保するよう努めなければならない。

#### (消防水利の確保の支援)

第13条 県は、震災時における消火及び延焼の防止に資するため、県が所有し、又は管理する土地における防火水槽の設置に協力する等市町村による多様な消防水利（消防法（昭和23年法律第186号）第20条第2項に規定する消防に必要な水利施設及び同法第21条第1項の規定により消防水利として指定されたものをいう。）の確保を支援するよう努めなければならない。

#### (電気、ガス又は通信に係る公益的事業等を行う施設の安全性の確保等)

第14条 電気、ガス又は通信に係る公益的事業及び上下水道の事業を行う施設の管理者は、当該施設の地震に対する安全性の確保に努めなければならない。

2 県は、前項の施設の管理者との連絡及び調整のための体制の整備を図るとともに、当該施設の管理者その他関係機関と連携して、電線等の地中化を推進する等当該施設の地震に対する安全性の向上に努めなければならない。

#### (高圧ガス製造施設等の安全性の確保)

第15条 知事は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス（以下この条において「高圧ガス」という。）の製造、貯蔵、消費等（以下この条において「製造等」という。）のための施設及び設備（以下この項において「高圧ガス製造施設等」という。）の地震に対する安全性の確保に関する調査及び研究を行い、並びに高圧ガス製造施設等の地震時における安全性を確保するための措置及び高圧ガスの製造等を行う事業所における防災体制の整備に関する基準を定めるものとする。

2 高圧ガスの製造等を行い、又は行おうとする者で規則で定めるものは、前項の基準により総合的な安全対策を講ずるよう努めなければならない。

#### (毒物又は劇物を貯蔵する施設等の安全性の確保)

第16条 知事は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物の貯蔵のための施設及び設備について、地震時における安全性を確保するための措置に関する基準を定めるものとする。

2 毒物及び劇物取締法第3条第3項に規定する毒物劇物営業者は、前項の基準により安全対策を講ずるよう努めなければならない。

#### (高層建築物等の防災計画)

第17条 次の各号のいずれかに該当する建築物（以下この条において「高層建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下この項において「建築」という。）をしようとする建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号に規定する建築主をいう。以下この条において同じ。）又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとする建築主は、当該建築又は用途の変更に係る高層建築物等の震災時における安全性を確保するための措置に関する計画（以下この条において「防災計画」という。）を、知事が定める防災計画の作成に関する指針に基づき作成しなければならない。ただし、同法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村の区域において、高層建築物等の建築をし、又は建築物をその用途の変更により高層建築物等（第2号に該当するものに限る。）としようとするときは、この限りでない。

- 一 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く。）
  - 二 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く。）
  - 三 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの
- 2 前項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に係る高層建築物等について建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項の規定による通知をする前に、規則で定めるところにより当該防災計画を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定により防災計画の届出がされた場合において、当該防災計画に係る高層建築

物等の震災時における安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該届出に係る建築主に対し、第1項の指針を勘案して、当該防災計画の内容について必要な指導又は助言をすることができる。

- 3 第1項の規定により防災計画を作成した建築主は、当該防災計画に定めた措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (既存建築物の耐震性の向上)

- 第18条 既存建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものであって、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条に規定する特定建築物でないものをいう。以下この条及び第26条において同じ。）の所有者は、地震による当該既存建築物の倒壊等を防止するため、当該既存建築物について耐震診断（地震に対する安全性を評価することをいう。以下この条において同じ。）を行い、必要に応じ、当該既存建築物について耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替えをいう。以下この条において同じ。）を行うよう努めなければならない。
- 2 前項の規定により耐震改修が行われた既存建築物の所有者は、当該既存建築物の地震に対する安全性が保たれるようその維持保全に努めなければならない。
- 3 県は、既存建築物の耐震性の向上を図るために、既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の必要性について、市町村及び関係団体と連携して、啓発を行うとともに、相談体制を整備するものとする。
- 4 県は、市町村及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（次項及び次条において「緊急輸送道路等」という。）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努めなければならない。
- 5 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の既存建築物の耐震診断、耐震改修又は維持保全が適確に実施されると必要であると認めるときは、当該既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

#### (落下対象物等の安全性の確保)

- 第19条 建築物又は広告塔、広告板その他建築物の外部に取り付けられている物（以下この項において「広告塔等」という。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、その所有し、又は管理する建築物の外部に面する窓ガラス又は外装材、広告塔等その他これらに類する物で落下のおそれのあるもの（以下この条において「落下対象物」という。）について、定期的に点検し、必要に応じ、当該建築物又は広告塔等の改修を行う等その落下の防止に努めなければならない。
- 2 ブロック塀、れんが塀、石塀その他これらに類する塀（以下この条において「ブロック塀等」という。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、定期的に当該ブロック塀等を点検し、必要に応じ、当該ブロック塀等の改修、生け垣への転換等を行うよう努めなければならない。
- 3 自動販売機（屋内及び屋上に据え付けるものを除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、地震に対する安全性を確保するため、規則で定めるところにより当該自動販売機を設置するとともに、定期的に当該自動販売機を点検し、その転倒を防止するよう努めなければならない。
- 4 県は、市町村及び関係団体と連携して、落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うものとする。
- 5 県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物、ブロック塀等及び自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努めなければならない。
- 6 知事は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、前項の落下対象物、ブロック塀等又は自動販売機（以下この項及び第26条において「落下対象物等」という。）の地震に対する安全性が確保されていないと認めるときは、当該落下対象物等の所有者又は管理者に対し、その安全性の確保について必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

### (住宅火災の防止)

第20条 県は、地震による住宅の火災を防止するため、市町村及び関係団体と連携して、火災の防止に有用な機器の整備その他住宅の防火性能の確保に関する措置について啓発を行うものとする。

### (応急危険度判定)

第21条 県は、地震により被災した建築物（以下この項及び第26条において「被災建築物」という。）が余震等により倒壊等をすることで生ずる二次災害を防止するため、市町村による応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定をいう。次項において同じ。）に協力するとともに、必要に応じ、自らもこれを行ふものとする。

2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、応急危険度判定について啓発を行うものとする。

## 第3章 地域社会における協働の促進

### (自主防災組織の育成)

第22条 県は、震災時において住民が助け合うことのできる地域社会を形成するため、市町村による地域の自発的な防災組織（以下この条において「自主防災組織」という。）の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努めなければならない。

### (要援護者に対する施策等の支援)

第23条 県は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等震災時に特に援護を要する者（以下この条において「要援護者」という。）に対して市町村が行う震災の予防に関する施策を支援するとともに、震災時の要援護者の援護に関して社会福祉施設を設置する者と自治会等が相互に援助する関係を構築する等の地域における要援護者に対する取組を支援するよう努めなければならない。

### (ボランティア等の支援活動の環境整備)

第24条 県は、地震による被災者に対するボランティア、関係団体等（以下この条において「ボランティア等」という。）の支援活動が円滑に行われるよう、ボランティア等の受入体制の整備、ボランティア等に対する情報の提供等その支援活動に必要な環境の整備に努めなければならない。

### (県民等が組織する団体の協働のための支援)

第25条 県は、県民等が組織する団体で防災活動を行い、又は行おうとするものが震災の予防に関し協働して取り組むことができるよう、必要な支援をするものとする。

## 第4章 雜則

### (報告の徴収等及び立入調査)

第26条 知事は、第18条第5項、第19条第6項及び第21条第1項の規定の施行に必要な限度において、既存建築物の所有者、落下対象物等の所有者若しくは管理者に対し、当該既存建築物若しくは当該落下対象物等の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、既存建築物、落下対象物の存する建築物若しくは被災建築物若しくは既存建築物、落下対象物等若しくは被災建築物の存する土地に立ち入り、必要な事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### (委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前に建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請をし、同法第6条の2第1項の規定による確認を受け、又は同法第18条第2項の規定による通知をした建築物については、第17条の規定は、適用しない。

## 2 避難情報の判断・伝達マニュアル

### 1 目的

水害や土砂災害から住民を守るために、これらの災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難指示等を発令するために必要な判断基準や対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する方法について、市町村のマニュアル作成にかかる指針を定めている。

### 2 基本的事項

発令基準と情報伝達を確実に行うための取組を記載

#### (1) 居住者・施設管理者等に対して求める避難行動

- 警戒レベル3：高齢者等避難開始
- 警戒レベル4：避難指示
- 警戒レベル5の伝達：緊急安全確保

#### (2) 水害編、土砂災害編

- 避難情報を判断する情報
- 避難情報の発令対象区域
- 避難情報の発令の判断基準
- 避難情報の伝達内容

#### (3) 避難情報手段と方法

- チェックリスト  
(居住者・施設管理者、避難行動要支援者・避難支援等関係者、防災関係機関)
- 関係機関の連絡先一覧表

## 3 避難所の運営に関する指針

### 1 目的

地震等の大規模災害時に、自宅で生活ができなくなった地域住民に、速やかに避難所を開設して、安全に避難生活を送ることができる場所を提供することが不可欠である。

また、避難所は、避難者が共同生活を快適に送ることができるよう、避難者がそれぞれの役割を担いながら、自主的に管理運営する必要がある。

このため、円滑に避難所の開設及び管理運営ができるよう、市町村の避難所運営マニュアル作成にかかる指針を定めることとする。

### 2 基本的事項

- (1) 避難所は、被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一歩を踏み出す場とする。
- (2) 避難所は、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- (3) 避難所は、避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- (4) 避難所は、高齢者、障害者、外国人、児童・生徒等（避難行動要支援者）のニーズを踏まえて運営する。
- (5) 避難所は、女性のニーズを踏まえて運営する。

## 4 埼玉県における被害地震

No.	発生年月日	M	緯度	経度	深さkm	震源地域	被 害 記 述
1	818.	7.5	36.5	139.5	—	関東諸国	相模・武藏・下総・常陸・下野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多數。
2	878.11.1	7.4	35.5	139.3	—	関東諸国	相模・武藏が特にひどく、5~6日振動が止まらなかつた。公私の屋舎1つも全きものなく、地陥り往還不通となる。圧死者多數。
3	1615.6.26	6.5	35.7	139.7	—	江戸	家屋破損、死傷多く、地割れを生じた。詳細不明。
4	1630.8.2	6.3	35.75	139.8	—	江戸	江戸城西の丸御門口の石垣崩れ、堀も多少損ず。細川家上屋敷では白壁少々落ち、堀もゆり割れたが、下屋敷は異常なし。
5	1649.7.30	7.0	35.8	139.5	—	武藏・下野	川越で大地震、町屋700軒ばかり大破、500石の村、700石の村で田畠3尺ゆり下る。江戸城二の丸石垣・堀破損、その他城の石垣崩れ、侍屋敷・長屋の破損・倒壊あり。上野東照宮の大仏の頭落ち、日光東照宮の石垣・石の井垣破損し、八王子・伊那で有感、余震日々40~50回。死50人余。(埼玉県)川越で被害があつた事が最近分かったが、川越付近の地盤の悪さによるところが大きいと思われ、液状化現象らしい点もある。
6	1703.12.31	8.2	34.7	139.8	—	関東南部	(元禄地震) 相模・武藏・上総・安房で震度大。特に小田原付近の被害が大きくて城下は全滅。房総も津波に襲われ、多数の死者が出た。関東南部を中心に、江戸や諸国に被害があつた。
7	1791.1.1	6.3	35.8	139.6	—	川越・蕨	蕨で堂塔の転倒、土蔵等の破損。川越で喜多院の本社屋根など破損。
8	1854.12.23	8.4	34	137.8	—	東海	(安政地震) (埼玉県)推定震度 蕨、桶川、行田Ⅴ。
9	1855.11.11	6.9	35.65	139.8	—	江戸	(安政江戸地震) 激震地域は江戸の下町で、中でも本所・深川・浅草・下谷・小川町・曲輪内が強く、山の手は比較的軽かつたが土蔵の全きものは1つもなかつた。民家の倒壊も多く、14,346件という。また土蔵壊1,410。▼地震後30余か所から出火し、焼失面積は2町(0.22km)×2里19町(10km)に及んだ。幸いに風が静かで大事には至らず翌日の巳の刻には鎮火した。死者は計1万人くらいであろう。▼(埼玉県)推定震度 浦和、蕨、草加、志木、幸手、吹上、栗橋Ⅵ。荒川沿いの北の方熊谷あたりまで、土手割れ、噴泥砂等被害があつた。幸手から松戸付近までの荒川～利根川間の52ヶ村総家数5,041軒中、壊家17軒人家・土蔵・物置等壊同然3,243軒。(村ごとの被害率9~73%)。殆どは液状化による被害か。越谷で土蔵の小被害。蕨で宿壊3軒。土蔵は全て瓦壁落ちる。家の大破33軒中1、傷1。見沼代用水の堤も多くの損害。行田で壊、半壊3。土蔵は所々で大破、壁落ち等あり。
10	1859.1.11	6.0	35.9	139.7	—	岩槻	居城本丸櫓、多門その他の所々破損、江戸・佐野・鹿沼で有感。
11	1894.6.20	7.0	35.7	139.8	—	東京湾北部	(東京地震) 被害の大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は振動がはるかに弱かった。東京府で死者24、負傷157人。家屋全半壊90、家屋破損4,922、煙突倒壊376、煙突亀裂453、地面の亀裂316か所。 (埼玉県)埼玉県は南部で被害があつた。飯能では山崩れ(幅350間[約630m])あり、鳩ヶ谷で土蔵の崩壊10、家屋破損5、川口で家屋・土蔵の破損25。南平柳村で家屋小破50、土蔵の大破3、水田の亀裂から泥を噴出した。鴻巣や菖蒲では亀裂多く泥を噴出し、荒川・江戸川・綾瀬川筋の堤に亀裂を生じた。

NO	発生年月日	M	緯度	経度	深さkm	震源地域	被 告 記 述
12	1894.10.7	6.7	35.6	139.8	—	東京湾北部	芝区桜川町・赤坂溜池・下谷御徒町で建物の屋根や壁に小被害。南足立郡小台村は振動やや強く、煉瓦製造所の煙突3本折れ、屋根、壁等小破多し。
13	1923.9.1	7.9	35.2	139.3	—	関東南部	(関東大地震<関東大震災>)死者99,331名、負傷者103,733名、行方不明者43,476名、家屋全壊128,266軒、半壊126,233軒、焼失 447,128軒、流失868軒。 (埼玉県)死者316名、負傷者497名、行方不明者95名、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒。
14	1924.1.15	7.3	35.5	139.2	—	丹沢山塊	関東大地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東大震災後の家の修理が十分でない事によるものが多い。
15	1931.9.21	6.9	36.15	139.3	10	埼玉県西部	(西埼玉地震)震度V (埼玉県)死者11名、負傷者114名、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
16	1968.7.1	6.1	35.59	139.3	50	埼玉県中部	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊15、非住家破損1、朽木で負傷1名。
17	1974.8.4	5.8	36.01	139.6	50	茨城県南部	熊谷、秩父で震度Ⅲ。県内の南部で被害発生。負傷者10名、家屋一部損壊49。
18	2004.10.6	5.7	35.59	140.1	60	茨城県南部	宮代町で震度V弱。県内で負傷者2名
19	2004.10.23	6.8	36.17	138.5	13	新潟県中越地方	(新潟県中越地震) (埼玉県)久喜市で震度V弱。負傷者1名
20	2005.2.16	5.4	36	140	45	茨城県南部	久喜市、騎西町ほか南部及び東部の14市町で震度IV。負傷者6名。
21	2005.7.23	6.0	35.6	140.1	73	千葉県北西部	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度V弱。負傷者9名。
22	2005.8.16	7.2	38.2	142.3	42	宮城県沖	加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市、吹上町、吉見町、騎西町、北川辺町、大利根町、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町、大里町、春日部市、草加市、戸田市、八潮市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、毛呂山町、川島町、宮代町、白岡町、庄和町、さいたま市で震度IV。負傷者4名、全壊家屋1棟
23	2005.10.16	5.1	36.1	139.9	40	茨城県南部	久喜市、騎西町、川口市、春日部市、戸田市、和光市、桶川市、宮代町、さいたま市で震度IV。負傷者2名。
24	2011.3.11	9.0	38.1	142.9	24	三陸沖	(東日本大震災) 宮代町でVI弱。熊谷市、行田市、加須市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、久喜市、吉見町、川口市、春日部市、草加市、戸田市、三郷市、幸手市、吉川市、川島町、白岡町、杉戸町、さいたま市大宮区、さいたま市中央区でV強。負傷者104名、住家全壊24棟、半壊194棟、一部破損16, 161棟、火災発生12件

## 5 自主防災組織の市町村別組織率

令和4年4月1日現在

市町村名	管内世帯数 (a)	組織されている 地域の世帯数 (b)	組織率 (b/a)	自主防災 組織数	市町村名	管内世帯数 (a)	組織されている 地域の世帯数 (b)	組織率 (b/a)	自主防災 組織数
さいたま市	626,077	579,121	92.5%	792	三郷市	66,752	63,298	94.8%	129
川越市	164,413	134,430	81.8%	219	蓮田市	27,907	8,576	30.7%	40
熊谷市	88,309	70,316	79.6%	265	坂戸市	46,941	45,779	97.5%	109
川口市	296,539	296,129	99.9%	229	幸手市	22,891	14,511	63.4%	48
行田市	35,407	35,407	100.0%	180	鶴ヶ島市	32,159	21,320	66.3%	36
秩父市	26,373	26,373	100.0%	80	日高市	24,458	24,458	100.0%	71
所沢市	165,875	164,337	99.1%	214	吉川市	31,403	27,982	89.1%	59
飯能市	35,732	35,722	99.9%	129	ふじみ野市	53,465	53,465	100.0%	58
加須市	48,715	43,830	90.0%	158	白岡市	22,542	18,090	80.3%	27
本庄市	35,393	34,730	98.1%	81	伊奈町	19,170	19,166	99.9%	21
東松山市	41,764	40,939	98.0%	115	三芳町	16,757	15,233	90.9%	12
春日部市	109,905	105,342	95.8%	195	毛呂山町	15,958	13,710	85.9%	44
狭山市	70,221	58,563	83.4%	96	越生町	5,112	5,112	100.0%	29
羽生市	23,802	23,802	100.0%	74	滑川町	8,092	8,092	100.0%	21
鴻巣市	51,577	35,130	68.1%	119	嵐山町	8,150	8,150	100.0%	12
深谷市	42,611	35,016	82.2%	158	小川町	13,008	10,580	81.3%	54
上尾市	105,771	105,771	100.0%	117	川島町	8,089	8,089	100.0%	57
草加市	121,971	121,971	100.0%	138	吉見町	7,868	7,868	100.0%	75
越谷市	159,682	146,868	92.0%	301	鳩山町	6,045	6,045	100.0%	28
蕨市	40,213	40,213	100.0%	37	ときがわ町	4,736	4,736	100.0%	40
戸田市	67,776	67,776	100.0%	47	横瀬町	3,354	3,354	100.0%	23
入間市	67,072	67,072	100.0%	119	皆野町	3,989	3,989	100.0%	27
朝霞市	68,130	62,014	91.0%	47	長瀬町	2,891	2,710	93.7%	22
志木市	35,843	35,843	100.0%	38	小鹿野町	4,117	1,247	30.3%	9
和光市	42,265	42,265	100.0%	106	東秩父村	1,068	1,068	100.0%	21
新座市	77,426	77,200	99.7%	61	美里町	4,496	4,496	100.0%	23
桶川市	33,425	33,265	99.5%	72	神川町	5,780	2,167	37.5%	12
久喜市	67,734	53,752	79.4%	163	上里町	13,125	13,125	100.0%	23
北本市	30,042	21,429	71.3%	67	寄居町	14,833	14,833	100.0%	67
八潮市	44,663	44,663	100.0%	44	宮代町	15,382	15,382	100.0%	56
富士見市	54,116	40,715	75.2%	49	杉戸町	19,654	19,654	100.0%	49
					松伏町	12,176	7,924	65.1%	22
					合計	3,421,210	3,154,213	92.2%	5,834
					市	3,207,360	2,957,483	92.2%	5,087
					町村	213,850	196,730	92.0%	747

## 6 防災ヘリの市町村等への訓練参加状況(令和4年度)

(県内)

番号	月	日	訓練名	種目
1	5	23	さいたま市指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
2	5	24	さいたま市指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
3	5	28	令和4年度江戸川水防演習	ホイスト降下救出救助
4	6	4	レイクタウン防災フェス2022	機体展示及び防災航空隊活動PR
5	6	16	戸田市消防本部水難救助連携訓練	上空指揮支援、上空偵察、救出救助、機体誘導訓練
6	6	25	令和4年荒川左岸水害組合水防演習	上空偵察・ホイスト降下救出救助
7	7	21	荒川流域水難救助合同訓練	ホイスト降下スライド救出救助訓練、舟艇誘導訓練
8	7	22	荒川流域水難救助合同訓練	ホイスト降下スライド救出救助訓練、舟艇誘導訓練
9	8	19	令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェアリハーサル	上空偵察訓練、救出救助訓練
10	8	19	令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェアリハーサル	上空偵察訓練、救出救助訓練
11	8	23	さいたま市消防局指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
12	8	24	さいたま市消防局指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
13	9	3	令和4年度所沢市総合防災訓練	上空偵察・広報訓練
14	9	3	令和4年度深谷市総合防災訓練	ホイスト降下救出救助フックカットなし
15	9	4	令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア	上空偵察訓練、救出救助訓練
16	9	4	令和4年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア	上空偵察訓練、救出救助訓練
17	9	16	熊谷市消防本部水難救助訓練	上空指揮支援・ホイスト降下救出救助
18	9	21	令和4年度埼玉県特別機動援助隊DMATホイスト降下訓練	機体接近搭乗要領、隊員投入要領
19	9	21	令和4年度埼玉県特別機動援助隊DMATホイスト降下訓練	機体接近搭乗要領、隊員投入要領
20	10	4	令和4年度埼玉県南西部消防局荒川水難救助連携訓練	上空指揮支援、上空偵察、救出救助、機体誘導訓練
21	10	9	埼玉県防災学習センターイベント	救出救助訓練、機体及び資機材展示
22	10	17	令和4年度川越地区消防局連携訓練	機体誘導、資機材説明、機体説明、災害映像視聴、飛行訓練展示
23	10	18	令和4年度川越地区消防局連携訓練	機体誘導、資機材説明、機体説明、災害映像視聴、飛行訓練展示
24	10	19	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部合同訓練	ホイスト降下救出救助
25	10	20	入間東部地区事務組合消防本部連携訓練	機体誘導訓練、2名同時降下・各種資機材P/U、隊員投入・回収訓練
27	10	22	夢を見つける！リアル体験教室 空から埼玉を守る防災航空隊員になりたい	資機材、機体説明及び飛行(駐機)訓練展示
26	10	22	夢を見つける！リアル体験教室 空から埼玉を守る防災航空隊員になりたい	資機材、機体説明及び飛行(駐機)訓練展示
28	10	28	令和4年度関越自動車道埼玉県消防連絡協議会合同訓練	上空偵察訓練
29	11	10	令和4年度埼玉県・富士見市国民保護実動訓練	救急搬送訓練
30	11	16	さいたま市消防局指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
31	11	17	さいたま市消防局指揮支援隊空路出動訓練	物資・人員輸送訓練、ヘリコプター誘導訓練
32	11	20	令和4年度狭山市総合防災訓練	上空指揮支援訓練

番号	月	日	訓練名	種目
33	11	22	令和4年度皆野寄居バイパストンネル防災訓練	救出救助訓練
34	11	27	令和4年度鴻巣市総合防災訓練	ホイスト降下救助訓練
35	12	1	令和4年度行田市消防本部夜間離着陸訓練	夜間離着陸・機体誘導訓練
36	12	2	令和4年度行田市消防本部夜間離着陸訓練	夜間離着陸・機体誘導訓練
37	12	7	戸田市夜間防災ヘリ離着陸訓練	夜間離着陸・機体誘導訓練
38	12	13	令和4年度埼玉県央広域消防本部航空隊基礎研修	機体誘導・資機材説明・機体説明・駐機訓練・災害映像視聴・訓練展示
39	12	14	令和4年度埼玉県央広域消防本部航空隊基礎研修	機体誘導・資機材説明・機体説明・駐機訓練・災害映像視聴・訓練展示
40	12	21	比企広域消防本部山岳救助連携訓練	山岳救助訓練(想定訓練)
41	12	26	令和4年度児玉郡市広域消防本部夜間離着陸訓練	夜間照明設備設定訓練、夜間機体誘導訓練、夜間上空視察訓練
42	1	5	令和5年加須市消防出初式	上空指揮支援訓練(上空広報)
43	1	7	令和5年狭山市消防出初式	救出救助訓練、上空指揮支援(広報活動)、機体展示
44	1	7	令和5年埼玉西部消防局・所沢市消防出初式	上空指揮支援訓練(上空偵察・上空広報)
45	1	8	令和5年川越市消防出初式	上空指揮支援訓練
46	1	8	令和5年戸田市消防出初式	上空偵察訓練(上空広報)
47	1	8	令和5年さいたま市消防出初式	上空偵察訓練、救出救助訓練
48	1	8	令和5年度志木市消防出初式	上空偵察訓練、広報活動訓練
49	1	9	令和5年春日部市消防団出初式	救出救助訓練
50	1	19	バンビバケットポンプ車給水児玉郡市広域消防本部連携訓練	バンビバケットポンプ車給水、散水誘導、機体誘導訓練
51	1	20	令和5年度埼玉県防災ヘリコプター夜間離着陸訓練(中央防災基地)	夜間離着陸訓練及び機体誘導訓練
52	2	4	秩父消防本部連携訓練	隊員投入回収・物資投入回収
53	2	5	秩父消防本部連携訓練	隊員投入回収・物資投入回収
54	2	18	横浜市消防局山岳救助連携訓練	連携訓練(山岳救助対応)
55	3	4	令和4年度埼玉西部消防局消防演習	上空指揮支援訓練(上空偵察・上空広報)
56	3	9	第146期初任教育実科査閲に伴う訓練支援	上空偵察訓練
57	3	20	坂戸・鶴ヶ島消防組合連携訓練	ヘリテレ送受信訓練、機体誘導訓練、2名同時降下・各種資機材P/U、機体説明



## 8 市町村の備蓄物資の状況

令和5年3月31日現在

市町村名	主 食						子供用品		飲 料 水				
	小麦系 (乾パン等)	米系(アルファ 米等)	缶詰主食	インスタント 麺類	その他主食	計	調整粉乳	ほ乳瓶	耐震性貯水槽		ペットボトル 500ml/1本換算	その他	計
	食	食	食	食	食	食	キログラム	本	基	立方メートル	本	立方メートル	立方メートル
1 さいたま市	328,020	492,800				820,820	384	2,750	68	6,760	40,768		6,780
2 川越市	79,358	81,450				160,808	12	170	1	100	20,526		110
3 熊谷市	34,560	142,900			2,368	179,828	96	276	1	40	6,208		43
4 川口市	140,760	237,800				378,560	424	15,000	3	300	201,712		401
5 行田市		33,700			18,012	56,510	70	300			16,344		8
6 秩父市	16,256	27,550				43,806	53	100			26,088		13
7 所沢市	27,048	61,964				89,012	63	1,752	5	500	16,440		508
8 飯能市		32,350				32,350	13	100			8,580	15,528	15,532
9 加須市	33,810	21,800				55,610	32	1,220			16,608		8
10 本庄市	17,320	15,520	8,880		3,680	45,400	68	2,930	1	100	48,720		124
11 東松山市	18,000	40,450			36,990	95,440	122	550	3	180	28,464		194
12 春日部市	119,350	31,500				150,850	202	320	7	620	21,240		631
13 狹山市	180	17,740				17,920	18	243	7	430	8,578		434
14 羽生市		54,320				54,320	22	3,150			4,080		2
15 鴻巣市	1,776	54,580			11,478	67,834		1,225	1	100	7,896		104
16 深谷市	9,130	53,660				62,790	20	398			61,944		31
17 上尾市	33,552	20,151				53,703	47	3,450	4	400	19,692		410
18 草加市	21,256	55,245				76,501	14	312			22,728		11
19 越谷市	109,940	72,000				181,940	166	2,800	22	2,200			2,200
20 蕨市	21,740	42,500	9,000			73,240	57	2,310	5	500	57,000		529
21 戸田市		108,000				108,000	53	216	5	500	12,000		506
22 入間市		45,076				45,076		220			14,425		7
23 朝霞市	13,500	54,000				67,500		270	2		20,755	14	24
24 志木市		46,000				46,000	230	450	2	10,000	2,400		10,001
25 和光市	24,000	77,516				101,516	114	200			141,600		71
26 新座市	60,200	44,300				104,500		1,685			10,080		5
27 桶川市	4,032	22,800			16,740	43,572	21	725			8,352		4
28 久喜市	9,800	42,150				51,950	14	508	10	560	25,212		573
29 北本市	12,180	32,000				44,180					46,416		23
30 八潮市	216	63,877		1,937		66,030	157	1,130	1	100	63,940	291	423
31 富士見市	12,456	12,700	0		12,480	37,636	9.00	1,176	1	60	35,904		78
32 三郷市	24,920	35,100	3,000			63,020	31.2	750	1	60	23,904		72

市町村名	主 食						子供用品		飲 料 水					
	小麦系 (乾パン等)		米系(アルファ 米等)		缶詰主食	インスタント 麺類	その他主食	計	調整粉乳	ほ乳瓶	耐震性貯水槽	ペットボトル	その他	計
	食	食	食	食	食	食	食	キログラム	本	基	立方メートル	500ml/1本換算	立方メートル	立方メートル
33 蓬田市		26,500	6,048		1,250	33,798	21	96	2	120	19,464		130	
34 坂戸市		31,800	6,432			38,232	51	1,135			19,360		10	
35 幸手市	66,816	42,000	7,926	8,250	44,400	169,392	72	850	4	400	31,080		416	
36 鶴ヶ島市		17,800				17,800					35,496		18	
37 日高市	3,000	14,100			6,320	23,420		100			26,400		13	
38 吉川市		22,050				22,050		510	7	580	50,112	14	619	
39 ふじみ野市	14,712	1,000			12,000	27,712	97	625	5	370	23,520		382	
40 白岡市	2,746	14,000	14,352			31,098	11	445			16,632		8	
41 伊奈町	1,900	6,333	1,368	240		9,434	102	273	2	200	17,830		209	
42 三芳町	11,064	18,400			1,080	29,044	34	270			15,096		8	
43 毛呂山町		13,000				13,000		100			9,480		5	
44 越生町	5,172	10,000				15,172	38	180			2,445		1	
45 滑川町	360	7,050				7,410	13	192			12,000		6	
46 巍山町	3,520	3,800				7,320	6	20			1,940		1	
47 小川町		9,050	14,080	0	5,712	28,842	5.2	50			7,056		4	
48 川島町	11,480	2,555	3,888			17,923	10	771			13,500		7	
49 吉見町	3,442	6,150				9,592	1	115			4,874		2	
50 鳩山町	894	3,272		150		4,316		100			2,664		1	
51 ときがわ町	960	850				1,810					4,368		2	
52 横瀬町	1,128	6,390				7,518	3	396			9,288		5	
53 皆野町		2,200				2,200					5,508		3	
54 長瀬町	288	1,266		860		2,414	6	10	1	40	5,141		43	
55 小鹿野町		3,050				3,050					4,800		2	
56 東秩父村	3,192	2,802	750	100	688	7,532					6,168		3	
57 美里町	3,852	6,713				10,565	60	60			5,352		3	
58 神川町	1,654	1,846			330	3,830					2,167		1	
59 上里町	4,380	6,600		3,300	5,200	19,480				3	7,416		7	
60 寄居町	696	36,000				36,696	82	110			12,696		6	
61 宮代町	10,060	9,300				19,360			3	220	6,072		223	
62 杉戸町	6,340	3,505	2,424	210	4,220	16,699	12	200	4	360	6,960		363	
63 松伏町		12,250				12,250	6	115	1	100	9,936		105	
計	1,331,016	2,515,131	78,148	15,047	182,948	4,125,181	3,143	53,409	179	25,903	1,433,425	15847	42,466	

市町村名		生活必需品等											
		毛布	下着	タオル	靴下	簡易食器	はし	せっけん	ローソク	トイレットペーパー	子供用おむつ	大人用おむつ	生理用品
		枚	組	本	足	個	膳	個	本	ロール	枚	枚	枚
1 さいたま市	156,134	12,400	40,252	7,800		8,200	360	3,178	5,566	50,024	10,207	107,601	
2 川越市	17,713	4,520	13,720				6,860		43,824	27,688	10,729	28,260	
3 熊谷市	25,808	150	9,950	150				1,029	600	31,227		31,800	
4 川口市	27,960				237,750	237,750		3,184		35,240	23,400	77,568	
5 行田市	3,203	2,480	2,480	2,480				3,612	2,496	1,008	576	42,097	
6 秩父市	2,961								3,948	11,232	7,726	90	
7 所沢市	9,690							737	5,856	51,930	16,540	430	
8 飯能市	3,511							2,000	3,600	7,800	1,050	1,800	
9 加須市	9,845							336	3,834	30,864	5,156	11,762	
10 本庄市	2,412		12,500						1,812	5,568	1,416	7,740	
11 東松山市	9,120	7,290	14,980	7,290	11,880			3,600	5,283	2,709	2,260	8,342	
12 春日部市	21,935	2,100	2,000	2,100		1,000	2,000	750	840	13,068	5,712	21,876	
13 狹山市	10,848	9,346	3,514		27,000	54,000		7,830	13,100	27,836	20,522	23,600	
14 羽生市	3,666		9,000		14,000			324	96	5,624	320	1,720	
15 鴻巣市	5,199	2,300	2,624		20,400	7,000	55	5,400	11,148	3,384	720	13,673	
16 深谷市	8,500		4,990		1,940	1,000	1,162		2,580	36,560	2,230	26,660	
17 上尾市	8,420	2,400	4,400	2,400	2,130	36,000	240	459	2,924	10,488	7,372	12,672	
18 草加市	18,622	5,737		5,737	73,200	36,600		1,006	6,662	43,082	4,096	31,784	
19 越谷市	59,990	5,516							34,900	8,452	4,468	47,200	
20 蕨市	14,640								47,280	153,153	35,040	124,944	
21 戸田市	3,783	1,520	3,384	700				568	6,017	760	2,284	35,910	
22 入間市	3,794								1,300	1,000	1,008	21,984	
23 朝霞市	13,260						61	50	720	3,900	1,020	14,400	
24 志木市	6,060	2,750	3,200				3,200		3,500	7,200	3,280	7,920	
25 和光市	3,809	4,256	9,010	4,572	1,000	351		2,250	3,511	3,396	2,275	3,476	
26 新座市	9,173	880	2,270				757	404	504	5,354	3,500	48,720	
27 桶川市	2,590	92	370		10,000	1,850			396	9,240	1,608	7,242	
28 久喜市	11,980	884	10,050		12,500	50,000	432	1,061	1,806	7,776	1,696	18,920	
29 北本市	6,121									1,628	840	35,100	
30 八潮市	5,527		1,518			1,000		505	2,466	16,288	2,744	34,140	
31 富士見市	8,235		9,900		0		108	0	2,130	6,410	544	9,600	
32 三郷市	6,220		9,600				40		1,542	29,620	2,408	35,218	

市町村名		生活必需品等											
		毛布	下着	タオル	靴下	簡易食器	はし	せっけん	ローソク	トイレットペーパー	子供用おむつ	大人用おむつ	生理用品
		枚	組	本	足	個	膳	個	本	ロール	枚	枚	枚
33	蓮田市	8,160	500	12,665		1,803		793		1,344	1,908	4,186	13,440
34	坂戸市	4,120	1,300	10,943		12,960					6,696	2,503	28,560
35	幸手市	3,983	7,980	3,380	3,380				3,348	2,397	23,893	7,765	18,000
36	鶴ヶ島市	3,360	3,600			3,000					3,022	510	35,520
37	日高市	3,636	100	500		4,500				600	724	273	720
38	吉川市	18,240	1,736							468	4,662	4,724	15,456
39	ふじみ野市	8,682	3,680	5,800		3,000	3,000			750	11,400	3,560	26,540
40	白岡市	2,258	1,370	1,625	1,370				767	800	3,564	3,768	14,930
41	伊奈町	2,080	2,978	2,188	2,978	6,980	600		570	480	7,984	840	2,400
42	三芳町	2,733	2,400	2,000	400	2,486			1,000	1,056	26,712	1,720	19,440
43	毛呂山町	1,706									6,616	1,700	1,380
44	越生町	523	340	1,000		2,700	5,000		191	500	1,648	668	1,912
45	滑川町	700	30	250							1,520		2,150
46	嵐山町	1,072		180		950	500				936	972	2,580
47	小川町	1,719	70	3,675	0	700		3,128	500	480	2,288	312	2,150
48	川島町	3,620								500	12,482	3,500	3,932
49	吉見町	3,070	400	863	1,000	10,800	6,500		680	132	2,028	3,784	2,150
50	鳩山町	653	334	4,489		450	200	260	65	300	3,334	428	4,380
51	ときがわ町			200		2,660					2,016	312	1,290
52	横瀬町	2,003		179		5,500				792	4,290	744	3,270
53	皆野町	606				700					980	980	800
54	長瀬町	245				400					990		430
55	小鹿野町	594				500				120	2,320	208	1,440
56	東秩父村	250								50	104	544	1,000
57	美里町	1,000		2,900				120		960	148	2,090	480
58	神川町	1,160									3,236	1,116	1,578
59	上里町	975		490		3,000					3,360	1,050	7,556
60	寄居町	2,413	2,000	1,879		8,700	9,600			2,052	2,240	520	3,870
61	宮代町	1,070	700						700	768	2,160	4,944	11,860
62	杉戸町	7,115		700					701	6,148	8,364	688	32,808
63	松伏町	1,165									6,800	1,784	4,740
計		589,640	94,139	225,618	42,357	483,589	460,151	19,576	46,805	240,938	807,934	238,940	1,161,011

市町村名		生活必需品等			防災用資機材等									
		使い捨てトイレ	簡易トイレ	仮設トイレ及び マンホールトイレ	ろ水機	発動発電機	エアーテント	投光器	ブルーシート	移動式炊飯器	ストレッチャー	担架ベット	車椅子	自転車
					枚	個	台	台	台	式	枚	台	台	台
1	さいたま市	759,998	2,305	1,861			364		619	12,459	8		332	224
2	川越市		7,076	13	7	164			699	6,687			219	147
3	熊谷市	6,600	117	173	41	63			118	3,328	30		34	
4	川口市	8,010	1,869	524	30	182			226	2,260			176	16
5	行田市	1,548	69	119	22	56			93	490				24
6	秩父市	7,300	500		1	33			40	83				38
7	所沢市	194,500	5,340	176		123	15	124	909		109			72
8	飯能市		961			17			5				48	
9	加須市	2,190	1,298	50		145			199	2,241				23
10	本庄市	17,700	244	28		69			134	1,562		4	2	
11	東松山市	132,800	737	22	21	58			75	3,250	113		59	21
12	春日部市	145,000	476	158		171			282	800	23	1	127	
13	狭山市	13,870	32	80	11	45			40	1,155	6		102	
14	羽生市	1,000	162	126		40	2	38	1,013	14				
15	鴻巣市		63	296	19	115			67	1,622	13			
16	深谷市	27,300	93	12	30	52			131	721	1	7		
17	上尾市	86,235	12,450	411	36	121	5	104	1,367	4			71	
18	草加市	106,650	1,774	84		152			229	3,881	32		177	12
19	越谷市	14,600	159	614		229	4	245	16,922	2			188	
20	蕨市	65,200	6,568	54	10	82			93	5,290			40	28
21	戸田市	17,500	2,318	75		64			56	1,295	32		30	30
22	入間市	21,400	560	8		16			16	99				
23	朝霞市		360	110	10	30			30	268			21	
24	志木市		248	91	1	160			120	242			49	
25	和光市	36,300	110	91	8	50			7	591			3	5
26	新座市	24,100	562	129	9	128			226	250		43	2	3
27	桶川市	9,345	1,248	3	26	34			38	1,100			14	
28	久喜市	36,300	1,799	111		107			103	1,168	2			43
29	北本市	40,050	1,467	6	14	76			57	202	13			
30	八潮市	9,500	390	137		65			116	3,932	17		6	75
31	富士見市	145,900	147	27	6	21	1	40	136	11			22	24
32	三郷市	101,200	568	29		43	1	79	4,125	2			11	

市町村名		生活必需品等			防災用資機材等									
		使い捨てトイレ	簡易トイレ	仮設トイレ及び マンホールトイ	ろ水機	発動発電機	エアーテント	投光器	ブルーシート	移動式炊飯器	ストレッチャー	担架ベット	車椅子	自転車
		枚	個	台	台	台	台	式	枚	台	台	台	台	台
33	蓮田市	37,700	263	76	2	18		43	437			13	12	
34	坂戸市	31,200	263		104	61		87				81	3	
35	幸手市	23,260	1,257	10	13	37		26	1,281	1		41		5
36	鶴ヶ島市	59,600	265		27	49		41	685	28		2	13	20
37	日高市	1,200	11	5	13	20		16	426					
38	吉川市	54,600	172	145	3	36		150	2,653					
39	ふじみ野市	86,400	289	17		105	2	74	412	45		2	14	
40	白岡市	8,600	1,009	33	2	23		51	1,580	16		30		
41	伊奈町	7,200	2,519	29		36		27	804			82	10	
42	三芳町	8,440	163		6	22		26	215			27	10	2
43	毛呂山町		147		1	16	1	2	126					
44	越生町		67		5	15	1	29	250	5			2	
45	滑川町	530	19			4		6	200	3		6		2
46	嵐山町	19,050	51	12	2	11		12	635	1		5	2	
47	小川町	19,570	92	16	1	23		20	602			3	22	
48	川島町	19,200	72	23	3	21		23	300	5		4	4	
49	吉見町	10,400	69		4	7		16	422		2			
50	鳩山町		326	1		4		4	300					
51	ときがわ町	95			1	17		3	34					
52	横瀬町	2,150	10			8		9	43					
53	皆野町	700	14			6		13	100					
54	長瀬町	1,000		3	2	6			210	1				
55	小鹿野町	1,000				1			71					
56	東秩父村	2,600	1	14	1	5		4	5	2		3	2	
57	美里町	12,000	40			9		5	406					
58	神川町	11,000	100	2		5		7	82					
59	上里町	3,800	30	3		12		4	330	5		5		
60	寄居町	1,600	50	11	7	20		30	114	10		10		
61	宮代町	17,000	233	20	4	9		19	120			20		
62	杉戸町	10,400	360	29	15	34		47	386					
63	松伏町	4,000	157	5	1	14		31	1,189	1		5	9	
計		2,486,391	60,119	6,072	519	3,729	32	5,274	93,866	446	166	2,072	888	181

# 彩の国さいたま



埼玉県のマスコット  
コバトン

## 令和5年度版 埼玉の震災対策

埼玉県危機管理防災部危機管理課  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
TEL:048-830-8148 ／ FAX:048-830-8129